

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」
第21回全体会議・ワークショップの議事録(H22.8.8)

【1 全体会議】

事務局 これから第21回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。それでは、開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。よろしくお願いします。

内山会長 暦の上では、立秋になりましたが、まだまだ暑い日が続きます。健康に留意して頑張りましょう。本日も全体会議とワークショップがあります。議題が多くあります。本日も熱心な議論をお願いします。

事務局 続きまして、高澤秘書広聴課長より挨拶を申し上げます。

高澤課長 大変暑い日が続いているので、健康にご留意してください。本日も長時間になりますが、ご協力をお願いします。

事務局 それでは議事に入ります。進行については、内山会長をお願いします。よろしくお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。本日の全体会議の進め方について事務局から説明があります。

事務局 資料の確認をします。全体会議では、大項目「住民投票」について確認します。その後、大項目「まちづくり」の取り扱いについてですが、前回の議論では、他の項目に含まれているから削除するという結論になりました。ただし、条例の素案の大項目「まちづくり」自体を残すかどうか等についてはこの会議で諮ります。ワークショップでは、大項目「教育・次世代・子育て」の中項目「子育て」、「生涯学習」、「こども」の具体的な中身について議論します。その後、グループごとに発表していただきます。最後に次回の宿題について牛山教授からアドバイスをいただきます。

内山会長 今の説明について、質問や意見はありますか。では、議題に入ります。まず、大項目「住民投票」についての確認をします。この項目は前回も確認をしました。そこで、修正したところだけを確認します。「第12回作業部会の記録シート」をご覧ください。内容については前回ご指摘がありませんでした。趣旨も前回からの変更はありません。考え方について変更した部分は、「住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については住民のみならず町民全体で尊重しなければなりません。」です。このように変更することでよろしいですか。では、合意とします。他に意見はありますか。

牛山教授 確認ですが、議会の発議の場合、過半数の議決で住民投票を実施することでよろしいでしょうか。住民の発議の場合は、署名要件まで細かく規定しています。議会の場合も、議会の発議要件があります。その要件を書かなくても良いと思いますが、書かない場合は通常議員の12分の1の発議で住民投票の案件になるということではよろしいでしょうか。説明に書くか書かないかも含めて確認して頂きたいと思います。

事務局 それについてみなさんが確認していただければ良いです。

内山会長 次に進みます。資料の「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の大項目「まちづくり」の取り扱いについて」をご覧ください。

大項目「まちづくり」の取り扱いの確認に入ります。前回の議論では、大項目「まちづくり」の中項目は過去に議論されてきた、または前文に盛り込むという結論になりました。資料の「今後、条例の素案を見直す際に検討すること」という欄には具体的にどの項目で議論されてきたかを書いています。その結果、中項目「タウンミーティング」は、大項目「住民協働」の中項目「住民参画」で述べられています。過去の議論を確認してください。また「住民の意見を広く聴くシステムが必要である」は、既に制度化しているものもあるの

で、参考にしてください。中項目「計画」は、大項目「住民協働」の中項目「住民参画」で述べられています。中項目「安心安全」は前文等で検討します。中項目「ボランティア」は、大項目「地域自治・コミュニティ」の地域自治組織の中で述べています。中項目「産業」は農業の重要性や工業・商業を含めて「前文」等で検討します。中項目「福祉」も「前文」等で検討します。中項目「環境」も「前文」等で検討します。「産業」、「福祉」、「環境」は前文で大局的に述べることを求められています。このような理由から、大項目「まちづくり」の中項目は削除します。ここまでについて、みなさんよろしいですね。ただし、条例の素案の大項目「まちづくり」自体を残すかどうか等については、議論をしたいと思います。何か意見はありますか。

古嶋委員 中項目を全部削除した上で、大項目を残すことは、どのような意味があるのでしょうか。

内山会長 まちづくりを大きく捉えると、様々な考え方ができると思います。この中項目を議論するにあたり、神田副会長からシステムを含めた考え方をする必要があるという意見が出されました。その意見について説明をお願いします。

神田副会長 今まで、「まちづくり」についてはソフトの面の議論だけであり、ハードの面の議論はしていません。都市計画や開発工事などのハードの問題を触れておく必要があると思います。自治基本条例に沿うかどうかは別として、ハードについての議論をするべきです。結果的に自治基本条例ではなく、それに関わる具体的な開発規制条例などで書くことだという結論になるかもしれません。名称は、自治基本条例なのか、まちづくり基本条例なのか分かりませんが、仮に「まちづくり基本条例」になれば、まちづくりが中心の条例であるのに、大項目として「まちづくり」という項目があるのは不自然だと思います。今のような話が作業部会の議論にあったので、みなさんに諮って決めたら良いということになりました。作業部会で、開発や都市計画は住民に大きな影響を与えることから、そのようなことを触れておくべきという意見と、個別の条例で規定するという意見がありました。

内山会長 何か意見はありますか。

広辺委員 私は、大項目「まちづくり」を削除することで良いと思います。中身については過去の項目に含まれています。また、都市計画などは「行政の責務」に入ると思います。個別の条例もあり、それを見ていくのは住民の責務になります。何かわからない「まちづくり」を残しても、条文が分かりにくくなるだけなので、削除することで良いと思います。また、次の「教育・次世代・子育て」で町の特徴を出していくためにも「まちづくり」を削除した方が分かりやすいです。

藤巻委員 私は、「まちづくり」を入れておいて、細かいことは個別の条例に委ねるべきだと思います。「まちづくり」をなくすと、まちづくりをやらなくても良いように読まれる懸念があります。

遠藤委員 神田副会長の考えは、名称が「まちづくり基本条例」になることが前提の考えです。私は条例か計画で何を規定するかを選択してほしいです。ここ20年間の条例、計画ではそのようなことを書いておらず、全ての事を盛り込んでいます。私は権威のあるもので何を規定するかを選択した方が良いと思います。まず、条例で書くべきであり、条例に書けないのであれば、「計画に委ねる」と書くべきです。白岡町が何をどこに書くかを選択したことが分かれば良いと思います。読む人が納得するものを書けるのであれば、「まちづくり」を入れても良いと思います。例えば、白岡町はどのような現状で、どのようなまちづくりをするかについてです。計画の中にどのようなことを書くかを文にすれば、この項目は残ると思います。そうでなければ一文も残りません。成り行き任せの計画ではなく、農村から都市になるために、どこのエリアをどのようにするかを書けば、項目が残ると思います。それが言えなくても、都市としての機能を備えた計画を作ると書けば、項目は残ります。

日下委員 まちづくりにはハードとソフトの面があります。都市計画や地域開発などのハードのことは今まで議論してきませんでした。これからどのようにするかを議論すると思っています。私は、非常に重要な項目

だと思っています。ハードについての既存の条例や計画の中で、将来のために強調しておくべきものがあるでしょうか。私は、ほとんど無いと思っています。無いのであれば、ハードについて、この条例に規定する必要はないと思います。考え方の中に、まちづくりのハードの面があることを記録しておくべきです。条文として、自治基本条例に、白岡町が都市計画などの基本方針をどのようにするかを盛り込むことはできないと思います。盛り込むとしても、様々な法との兼ね合いがあります。私は、「まちづくり」は入れなくても良いと思います。他の自治体で、都市計画や開発行為などの基本方針を自治基本条例に盛り込んでいる例があるのでしょうか。

牛山教授 「良いまちづくりをする」、「住みやすいまちづくりをする」などのように抽象的に書く場合があります。都市計画に基づいて、様々なことが行われますが、自治基本条例に具体的な方針を書くことは難しいです。遠藤委員のように、まちを都市型にするなどの一定の考えを入れられるのであれば、入れても良いと思います。しかし、今までそのようなことを全く議論していません。新たに、みなさんが合意できるのでしょうか。例えば、一定以上の高いマンションに反対する人がいれば、これから白岡町は人口も商業施設も増やして発展させていくと考える人もいます。様々な考えがある中で、合意できるのでしょうか。自治基本条例は、法に抵触しない範囲で、地域の自治によって決めるものです。よって、都市計画などは自治基本条例に書けないものではないと思います。例えば地区計画では、その地域の住民が合意すれば、その地域に対して様々な規制が掛けられます。そのように白岡町全体が合意できるのであれば、自分たちのまちづくりを条例に書いて決められます。しかし、地権者や開発に賛成する方など、様々な方がいるので、ここだけの議論で自治基本条例に盛り込むことは難しいです。時間的にもですが、時間を掛けても合意に至るかは難しい問題です。また、遠藤委員や神田副会長がどこまで明確な方向性を書くという意見なのかを聞かないと議論できません。私は、そこまで踏み込んで書くのは難しいと思っています。

遠藤委員 地区計画などのように、「住民が自分で決めるシステムを活かしたまちづくりを進めていく」ということは書けると思います。それに反対する人はいないと思います。また、都市化や農村を残すことについて、合意を得ることが難しいのであれば、そのことをどこで規定するかを書いて、明確にするべきです。この条文に限らず、他に委ねることが必要な項目があります。例えば、次の「教育・次世代・子育て」は計画に委ねるということを書くことになると思います。

神田副会長 ここでまちづくりを「街づくり」として、ハード面を中心にした項目であるということを強調するという話が作業部会で出ました。都市計画は、開発行為について3分の2が同意しなければいけない場合など、法で明確に定められています。そのようなところに条例が関わっていくことは難しいと思います。一定の規模以上の開発については、住民の合意を必要にすることや、計画を事前に公表することなどは自治基本条例に書けると思います。しかし、条例と法の整合性もあります。このような条例を作って、訴訟になった時に、負ける例が多いです。そのようなことから、自治基本条例で踏み込むことが良いのかどうかをみなさんと議論するべきです。

牛山教授 都市計画の問題で、自治体が国の法令に上乗せして、景観条例などを作ってきています。法令に違反するから、条例に書いてはいけないということではありません。訴訟でも勝っている事例があります。法令に違反することだけを考えて自己規制する必要はありません。しかし、まちづくりに住民の声を反映させることや、一定規模の開発について住民の声を聞くことは、政策についてです。なぜこだけ政策のことを書くのでしょうか。白岡町の行政を行うに当たって、住民参加を大事にしろということには既書いています。最初に「まちづくり」という項目を立てたときに、ここは都市計画行政についてではないという理由から、様々な中項目が入っていました。「まちづくり」を残すかどうかを議論するときに、都市計画行政が大事であるという意見は分かります。しかし、全体との整合性が問題になります。前回の議論で、中項目を削除する

ときに過去の項目で述べられていることを理由にしてきました。都市計画行政だけを残すことの説明が必要になります。

松井委員 2月20日の全体会議の議事録を見ると、「まちづくり」は都市計画などのことではないと定義されています。ここでの「まちづくり」は白岡町住民協働町民会議で提言したあいさつ運動や新しい担い手を育成するという項目でした。もともとは、みんなでまちづくりをしていくという項目であったのが、変わっています。

内山会長 2月20日の議論の結果があるようです。その考え方の通りに進めるかどうかという議論になります。

松井委員 白岡町住民協働町民推進会議の議論のときに、次世代のリーダーをどのように育成するかが重要なテーマになりました。担い手については、そこで既に議論しました。

広辺委員 「まちづくり」は削除することで良いと思います。今までの議論では、住民、議会、行政が相互を監視してまちづくりをしていくという話であったので、計画などのハード面について書くと、全体のバランスが悪くなります。行政の責務や町長の責務、町民の責務で、監視していくことを書いているので必要ないと思います。開発に規制を掛ける話でも、規制を掛けて、どのような町にしていくかの議論をしていません。それに関しては、この会のメンバーでも意見が違うので、入れるべきではありません。

内山会長 遅れてきた方がいらっしゃるので、今までの議論の経過を確認します。大項目「まちづくり」の中項目は過去に議論した項目に含まれているというまとめ方と、「前文」等で検討するというまとめ方になりました。その結果、中項目7つは削除することで合意しました。そこで、大項目「まちづくり」を残すかどうかを議論していました。2月20日に「まちづくり」を議論した結果についての報告と、具体的なハードに関する内容を残すことは難しいという意見がありました。

藤巻委員 私はハード面についてのみを念頭に置いていません。ハード面についてだけ考えて議論するのではなく、ハード面を含めた様々なことを文章化したいと思っています。

内山会長 2月20日に議論した方向性に賛成しているということですね。

藤巻委員 そうです。

牛山教授 項目として「まちづくり」を残すとしても、具体的に中身をどのように書くかが分からないと議論できないと思います。抽象的な広い意味での「まちづくり」が重要であるから項目を残すという意見は分かります。しかし、具体的に中身を書いたときに、他の項目の内容と重複していれば、必要ないという結論になります。重複していないもので、入れておく必要があるものを書くという結論になります。具体的にはどのような内容になるのでしょうか。

神田副会長 私は削除するという意見です。作業部会での議論がありましたが、都市計画などのことは自治基本条例に馴染まないもので、削除して良いと思います。作業部会でも削除するという提案ですが、みなさんに諮った方が良いということで議論しています。私は、都市計画などを書く、条文の流れや名称が「まちづくり条例」になった時に、不自然になるので、削除した方が良いです。残すのであれば、「街づくり」とするか、ハード面に特化する必要があると思います。

松井委員 私も削除で良いと思います。その理由は、次の「教育・次世代・子育て」の項目に包含されるからです。

日下委員 まちづくりはソフト面とハード面があります。ソフト面は、十分に議論され、他の項目に入っています。ハード面について残すのであれば、どうしても残さなければいけないものがあれば、書けば良いと思います。私は、そのようなところはないと思います。他の条例や法もあるので、ここに書かなくても十分です。ハード面については、書かなくても良いと思います。

牛山教授 藤巻委員の意見も抽象的な広い意味でのまちづくりが大事であるということですね。ここは、「まちづくり」の項目を削除して、最後に条文を見直す時に、広い意味での「まちづくり」という言葉の趣旨が盛り込まれていて、さらに、まちづくりを住民参加で行っていくというニュアンスが残っているかどうかという視点から検討することでよろしいのではないのでしょうか。この項目自体は削除することで良いと思います。

内山会長 そのように進めていくことでよろしいでしょうか。では、ここでは、「まちづくり」を削除することで合意とします。これで、全体会議を終わります。10時15分まで休憩します。

【2 ワークショップ】

事務局 本日のワークショップの進め方を説明します。大項目「教育・次世代・子育て」の中項目「子育て」、「生涯学習」、「こども」がどのような内容になるかを議論していただきます。特に「子育て」は白岡町を担う世代をどのように育てていくか、または、どのように育てれば次世代が育つかを明確にする項目です。中項目「生涯学習」では、「こども」の生涯学習はどのようなものか、また「町民の権利」で議論した「学習する権利」等との関わりも考慮してください。「こども」は大項目「住民協働」の中項目「住民参画」で議論した内容や、中項目「住民投票」等との関わりも考慮してください。また、「こども」の定義も明確にする項目です。時間は、11時20分までワークショップを行っていただきます。その後グループごとに発表を行い、全体で意見を調整します。また、みなさんにお配りした、白岡町次世代育成支援行動計画の資料も参考にしてください。

内山会長 では、11時20分までワークショップを行ってください。

* * * * *

事務局 Aグループから発表をお願いします。

平田委員 Aグループは大項目「教育・次世代・子育て」の見直しから始めました。そして大項目を「次世代」にすることにしました。中項目を「生涯学習」と「子育て」にしました。しかし、「生涯学習」は高齢者が対象のイメージがあります。「生涯学習」はそれよりも広い意味で盛り込みたいということで、「図書館を始めとする、生涯学習施設の整備、充実を図るよう努めます。」と「町内のあらゆる社会教育活動に積極的に参加することができます。」という二文を考えました。考え方は、「各種の学習、文化活動に積極的に参加することにより、自己を高め、また、健康の維持ができるのではないかとということです。そして、町民が生涯にわたり学習する事により、豊かなまちづくりができる。」という考え方です。そして、次世代とはどのようなものかという議論がありました。資料として配布された、「白岡町次世代育成支援行動計画」を見ると、子どもについてだけを書いていました。次世代といっても、誰から見るかで対象が変わってきます。よって、大項目を「次世代」にしました。また、「子育て」に盛り込みたいことは、「町は町民が安心して子どもを産み育て、子どもが心身共に豊かに成長できる地域環境づくりに努めます。」と「町民は子どもが個性や能力、自主性を発揮できるように努めます。」のように、子どもの参画を表現しました。考え方は、「子育てをしやすい町、また、子どもが地域社会に参画することを盛り込みました。」ということです。

事務局 Bグループの発表をお願いします。

広辺委員 Bグループも大項目を「次世代」にしました。そして、中項目を「継承と進歩」にしました。その理由は、次世代とは誰から見るかで対象が変わることから、それぞれの世代がそれぞれの世代に何を継承するのか、継承された側は、さらに進んだことをするということから、「継承と進歩」にしました。考え方としては、人との出会いや、それによる学び、その学びをお互いに助け合うような町であってほしいという思いがあり

ます。そのための仕組みとして、クラブコミュニティやネットワークづくり、親以外のおせっかいがある町です。個人的な感想としては、町は子どもを預かることだけを考えていると思います。親も、子どもと一緒にいることで親として育っていきます。子どもと親と一緒にいられる場をつくる必要があります。そのようなことが盛り込まれれば良いと思います。

事務局 Cグループの発表をお願いします。

吉野委員 Cグループは中項目について考えました。結果的に、それぞれをまとめることができるという意見もありました。Cグループとしては、次にあげることを取り上げてほしいと思います。中項目「子育て」については、「次世代育成」と言い換えることもできます。資料として配布された、「白岡町次世代育成支援行動計画」に細かいことは記載されています。家庭を基本としますが、最近のニュースなどでは家庭自体があやしいという印象があります。よって、家庭でまかなえない部分を地域で支える仕組みを入れたいと思います。地域には、町民や企業なども入ります。それらが家庭を支援する仕組みです。また、「次世代育成」に子どもだけではなく、親も育っていくことも含まれます。そして、白岡町らしさとして、待機児童をなくすという案もありました。しかし、それが解決されれば良いのかという問題があります。空いているところに待機児童を入れても、親としては不便なところに入れられても意味がありません。そのようなことも議論しました。「生涯学習」は、町民が勉強して人材育成をできるように、若者から成人、高齢者までが学べる教育体系をつくりたいです。講座や座学だけではなく、NPOや企業の社会的責任などの活動を生涯学習の一環として取り入れたいです。以前、学習権という話が出ましたが、生涯学習は学ぶ権利であり、学びたい時に学ぶことができれば良いという話が出ました。よって、町として、学びたい時に、選択肢があるような仕組みをつくりたいです。中項目「こども」では、子どもも町民の定義に入るという話をしました。しかし、住民投票の投票要件を18歳以上にしたので、18歳未満の子どもが意思表示を出来る場を設けたいと思います。学校や地域、自主的な経験を大切にしながら、まちづくりに参画できる仕組みづくりを入れたいという話をしました。

事務局 3グループの発表が終わり、大項目自体を見直す意見や中項目を集約するという意見も出ました。大項目、中項目をどのようにするかについて、みなさんと議論してはいかがでしょうか。

内山会長 現在、大項目が「教育・次世代・子育て」になっています。これについて議論します。AグループとBグループから、大項目を「次世代」にしたいという意見がでました。Cグループでもそのような議論をしました。大項目を「次世代」にした場合、中項目をどのようにするか心配ですが、大項目を「次世代」にすることでよろしいですか。

平田委員 Cグループは「次世代育成」という意見でした。

内山会長 「次世代育成」とする意見もありますが、他に意見はありますか。

牛山教授 この項目では、子どもの話と生涯学習という大人の話が混在しています。項目を「生涯学習」にすると、子どものことが入りません。広く「育つ」という文言で一緒にするか、2つに分けるかを決めなければ議論が進みません。そのことを最初に決めた方が良いと思います。

内山会長 Cグループでは、「生涯学習」に幼児教育を含めて広く考えている意見もありました。

遠藤委員 「次世代」は抽象的であり、流行言葉です。私は未来についての印象を感じます。子どもを含めた広い意味の「次世代」という項目にすることで良いと思います。また、「生涯学習」についての考え方のずれがあるので、ここでその考え方を共有し、「学び」ということが書かれていれば良いと思います。

牛山教授 今の意見は、大項目を「学ぶ」や「教育」という言葉でまとめるという意見ですね。それも1つの方法です。しかし、みなさんの過去の議論では、子どもを大切にしたいという項目であったと思います。

平田委員 子どもに参画させたいという意見だったと思います。

牛山教授 子どもを書くという項目ですね。その意思を一致させ、この条文のどこに力点を置くか

を決めた方が良いでしょう。広く「学ぶ」でまとめるという意見がありました。項目を「学ぶ」にして、そこに子どもが含まれていると考えるのか、「こども」という中項目にするかを決めないといけません。

平田委員 「こども」という中項目を置くことは難しいです。私のグループでは、「子育て」の中に「個性や能力、自主性を発揮できるように」という言葉で子どもの参画を表現しました。また、大項目「住民協働」の注意書きとして「こどもの参画もある」ということを書ければ良いと思います。「こども」という項目を設けると何を書けばいいのかわかりません。

神田副会長 大項目「住民協働」の中項目「住民参画」の中に参画する主体として、子どもも入っていることを強調する必要性について検討した方が良いのではないのでしょうか。

日下委員 大項目「住民協働」の住民には子どもを含んでいます。中項目「こども」を作らなくても、「特に子どもの参画については」という文を入れることで、みなさんの意見は網羅されると思います。

内山会長 中項目「こども」については、今の意見のように進めてよろしいでしょうか。では、合意とします。中項目「子育て」、「生涯学習」についてはどのようにしますか。大項目を「学ぶ」にして、中項目を子どもが中心とする「子育て」と、大人を中心にした「生涯学習」という2つを書くという提案がありました。

神田副会長 「生涯学習」は、教育を含む広い概念です。しかし、みなさんは学校教育と対になっているものと考えています。社会教育は学校教育以外です。生涯学習は学習という行為を含んだ広い意味です。体系だった学習を教育と言います。そして、「学ぶ」という概念はもっと広い意味です。そのようなことから、大項目を「生涯学習」とするという提案もありました。しかし、感覚的には大人の学びと考えられています。生涯学習については、法制上の意味と感覚的な意味に差があります。

牛山教授 実態として、「生涯学習」という言葉は社会教育を言い換えたものです。ある教授は、役所が教育をしてはいけないという内容の本を書いています。そこでは、社会教育を生涯学習と言い換えたとしても何も変わらないと批判しています。生涯を通じた学びや生涯教育は、社会教育のことになります。みなさんの意見は、もっと広い教育や自治の学びについて盛り込みたいという意見です。しかし、そのことと子育ては違います。生涯を通じた学びと子育てを一緒に置いておくことができるのでしょうか。

日下委員 私は「次世代育成」にした方が良いと思います。その方が幅広い意味になります。「子育て」は、乳幼児の育て方なども含めます。「次世代育成」という言葉で「生涯学習」と「子育て」を合わせてみてはいかがでしょうか。出産したときから保育園に行くまでのことは「学ぶ」には含まれないので、「次世代育成」にした方が良いと思います。

佐々木委員 確認ですが、今の論点は「次世代育成」や「生涯学習」、「学ぶ」を軸にして項目をつくるのか、「こども」ということを軸にして項目をつくるのかという論点でしょうか。

牛山教授 「次世代」と「こども」は1つの項目としてまとめられます。しかし、そこに「生涯学習」は入りません。「次世代」、「子ども」という項目にした場合、「生涯学習」の子供が学ぶことだけは入りますが、「子育て」については入る部分と入らない部分があります。どちらの範ちゅうで項目を作るかで考え方が違ってきます。私の整理では、「こども」か「次世代」という言葉で、20歳までの子どもを対象にした条文を作るのか、それとも「学ぶ」という言葉で子どもから大人までを対象にした教育についての条文を作るのか、それとも全部一緒にした項目にするのかをここで選び、作業部会で案を考えてもらう方が良いと思います。

佐々木委員 大項目、中項目をつくるときの議論では、子どもについて書きたいという意見が出ていたと思います。本日の議論では、子どもから大人までを含んだ「学ぶ」にしたいという意見になっています。

広辺委員 私のグループでは、「継承と進歩」という中項目を提案しました。「学ぶ」に力点を置いた条文を1つ作り、みんなが学んでいくというニュアンスができれば良いと思います。私は、「生涯学習」ではなく「学ぶ」にして、知らない事を誰かが教えてくれるという町になれば良いと思います。

事務局 今までの過去の議論を聞いていると、学習する権利として「町民の権利」や提供する側から考えると、「町の責務」に入れるべきものだと思います。白岡町の特徴を「こども」という項目に出したいという意見であれば、次世代に特化して書いた方が良いと思います。学習する権利や行政の責務で不十分なところを補えば良いと思います。そのようなことを考えて、子どもから大人までを含めた「学ぶ」を考えているのでしょうか。

広辺委員 そのようなことを考えています。住民のみなさんに学ぶ姿勢があるということが表れれば良いと思います。前の条文と重なってくるところもあるので、それは振り返って検討しなければいけません。この場では、子どもだけに特化するよりも、住民のみなさんが学ぶということに携わる町であり、学ぶことがまちづくりに繋がるというニュアンスを出したいです。

遠藤委員 「子育て」という項目は大項目「まちづくり」の中項目「産業」、「福祉」、「環境」と同じような項目だと思います。正しいかどうかではなく、大事だから条文の1つとして入れるという意見は分かります。学ぶということは、他の項目にも入っています。よって、ここで項目として立てるとバランスが悪くなります。白岡町全体として学ぶということを中心にしてきていません。私たちが議論しただけで「学ぶ」を1つの項目にするのは、やりすぎだと思います。他の項目に含めていくものだと思います。「自治自立のための学び」とするのであれば、入れる意味があります。自治基本条例の中に、限定的なニュアンスで書いていかなければいけないと思います。「まちづくり」もこの項目も立てる必要がありません。

牛山教授 今の意見には、「学び」を中項目「産業」、「福祉」、「環境」と同じように政策として考え、条文には入れないという意見と、「自治自立のために学ぶ」ということを条文に入れるという意見の両方の意見がありました。どちらにするのでしょうか。

遠藤委員 項目として置くのであれば、「自治自立」に特化した方が良いと思います。教育政策として考えるのであれば、入れなくても良いと思います。

牛山教授 学校教育や大人になってからのまちづくりへの参加などを含めて、学ぶことを大事にするという内容ですね。私の整理では3つの選択肢がありましたが、今の意見は全部削除するという意見でしょうか。

遠藤委員 全部削除するという意見です。

日下委員 私はこの項目で白岡町らしさを出したいと考えています。「産業」や「環境」、ハード面での「まちづくり」で表現することは難しいです。「次世代育成」もしくは「学ぶ」にして、白岡町らしさの1つにしたいです。

松井委員 「こども」という概念を入れるのであれば、「高齢者」という概念を入れなくてはいけないと思います。白岡町は平均年齢が45歳になっています。そのようなことも考えなければいけません。

牛山教授 意見としては、「高齢者」を入れなければ「こども」を入れてはいけないという意見でしょうか。

松井委員 そうです。

櫻井委員 「教育・次世代・子育て」はある意味で、人づくりについての項目です。人づくりということで、小さいときから高齢者までのことを入れれば良いと思います。よって、項目を「次世代育成・人づくり」にして、全てのことを入れてはいかがでしょうか。

佐々木委員 「学ぶ」にすると「まちづくり」のように他の項目に含んで、削除するようなことになると思います。最初の議論のように、「こども」にして、白岡町の特徴を出した方が良いでしょう。そこに「高齢者」を入れることも良いとは思いますが、今、力を入れているところだからこそ「子育て」や「こども」という項目が出てきていることを考慮した方が良いでしょう。

日下委員 大項目「住民協働」の中項目「住民参画」の町民、住民に子どもも入るということで良いのではないのでしょうか。

牛山教授 今出ている選択肢の中から作業部会が選んで書いていただくことになります。

高澤課長 ここで何を言いたいのでしょうか。もともと、ここに「こども」という項目があるのは、白岡町のまちづくりの担い手を作り出したいということだったと思います。学習については、学習する権利に入っています。ここで再度盛り込みたいという理由を議論しなければなりません。人づくりについては、まちづくりの人材育成という視点になります。次のまちづくりの世代を担うための「こども」または「次世代」としてまとめるのか、「人づくり」ということで人材がいかに重要かを述べる項目にするかだと思います。そのようなことを議論していただかないと、何を盛り込むかの判断が難しいです。

内山会長 みなさんの意見が多く出ました。今の段階で意見を1つにまとめることは難しいように思います。今までの議論を踏まえて作業部会で検討したいと思います。そして、次回の全体会議に提案することによっていいですか。では、そのようにします。「こども」または「次世代」として子どもを中心にするか、「学ぶ」にして教育について子どもから大人までのことを中心にするか、両方全部を入れるのか、全部削除するのかという4つの選択肢の中から選ぶか、あるいは、4つの選択肢とは別の案になるかもしれませんが、作業部会で条文の案を考えてきます。これで全体討議を終わります。

【3 全体会議】

事務局 次は大項目「改廃」についての議論をします。改廃がどのような内容になるかについて、牛山教授からアドバイスをいただきます。

牛山教授 改廃という項目において、どのようなことを想定して考えていただくかについてお話ししたいと思います。本来は、制定・改廃です。つまり制定の手續きとも関わってきます。内容には、この条例を改正、廃止する手續きについて書きます。それは、この条例の性格をどのようにするかと関わってきます。日本国憲法は、硬性憲法と言われ、改正をするためのハードルが高くなっています。国会で3分の2以上の議決をして、国民の過半数の合意を必要にします。それと同様に、この条例を改正しづらくするには、住民投票を課すことになります。一番緩いハードルは、通常の条例同様に議会で議決をして改正することです。ある自治体の自治基本条例では、改廃についての原案を書きましたが、議会の議決の際に削除されました。削除されたということは、通常の議会の議決だけで改廃を行うという解釈になります。みなさんが幅をどのようにするかが大きなテーマになります。さらに、つくる会の立場として、作った条例を変えてほしくないという意見もあるかもしれません。そうではなく、世の中が変わっていけば、この条例も変わっていくべきだという考え方もあります。立場も含めて、様々な考え方があるので、改廃の手續きについてどのようにしていくかを考えていかなければいけません。制定とも関わると言ったのは、改廃のときに住民投票を課するのであれば、作る時も住民投票をやらなくてはいけないという指摘も考えられるからです。議会の議決にしても、3分の2以上の特別議決のことも考えられます。さらに、条例は過半数の可決で制定できるという法律の縛りもあるので、そのようなことも含めて考えることになります。

内山会長 これで、牛山教授のレクチャーを終わります。

事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。